

白書(年次報告書)を閣議にかけられない——こんな珍事が五月月中

旬に農林水産省・林野庁で起きた。

「森林・林業白書」とそろって、白書、「水産白書」は通常、「農業

五月の連休明けに発表される。主務官庁が同じで相互に関連がある

から、同時期にまとめるのは当然だ。ところが、今年は森林・林業

白書の公表が大幅に遅れ、閣議決定は六月にずれ込んだ。「技術的な理由」(林野庁)と口を濁すが、

国会で審議中だった森林經營管理法(以下、新法)案への影響を恐れたのは明らかだ。

政府が大急ぎで成立させた新法だが、その本質は、国有林などの国富を民間企業に売り渡す点で、本誌が批判してきた主要農作物種子法の廃止とまったく同じ「売国法」であり、東日本大震災の特別復興税の事実上の無期限延長である森林環境税を財源に使う点で、より悪質だ。日本の将来に必ず禍根を残す。

「データ捏造」で新法成立を急ぐ

新法は、昨年秋に安倍晋三首相の私的諮問機関である規制改革推進会議で、農業協同組合の改革を推進した奥原正明農水次官が「次は林野と水産」と意気込んだのが、森林經營管理法だ。法案起草のため外局の林野庁に側近の法学系官僚を送り込み、技官集団が「森林法の改正で対応できるのなぜ新法なのか」と困惑する中、強引に成り立させた。

しかし、林業は植林から伐採までの期間が数十年から百年に及び、一気に集約化することとの政策評価は不可能だ。現在のように木材の価格が低迷している時期には「切らはない」というのは、長期展望に立つたまつとうな経営判断だ。切らないことを「放置」と意図的に混同していること自体に、林野庁

月後に廃止法案を可決したのと同様、審議が不十分なまま一気に成り立った。山林地主の責任は極めて重くなり、切り出す業者は出荷量



白書(年次報告書)を閣議にかけられない——こんな珍事が五月月中旬に農林水産省・林野庁で起きた。

「森林・林業白書」とそろって、白書、「水産白書」は通常、「農業

五月の連休明けに発表される。主務官庁が同じで相互に関連がある

から、同時期にまとめるのは当然だ。ところが、今年は森林・林業

白書の公表が大幅に遅れ、閣議決定は六月にずれ込んだ。「技術的な理由」(林野庁)と口を濁すが、

国会で審議中だった森林經營管理法(以下、新法)案への影響を恐れたのは明らかだ。

政府が大急ぎで成立させた新法だが、その本質は、国有林などの国富を民間企業に売り渡す点で、本誌が批判してきた主要農作物種子法の廃止とまったく同じ「売国法」であり、東日本大震災の特別復興税の事実上の無期限延長である森林環境税を財源に使う点で、より悪質だ。日本の将来に必ず禍根を残す。

「データ捏造」で新法成立を急ぐ

新法は、昨年秋に安倍晋三首相の私的諮問機関である規制改革推進会議で、農業協同組合の改革を推進した奥原正明農水次官が「次は林野と水産」と意気込んだのが、森林經營管理法だ。法案起草のため外局の林野庁に側近の法学系官僚を送り込み、技官集団が「森林法の改正で対応できるのなぜ新法なのか」と困惑する中、強引に成り立させた。

しかし、林業は植林から伐採までの期間が数十年から百年に及び、一気に集約化することとの政策評価は不可能だ。現在のように木材の価格が低迷している時期には「切らはない」というのは、長期展望に立つたまつとうな経営判断だ。切らないことを「放置」と意図的に混同していること自体に、林野庁

月後に廃止法案を可決したのと同様、審議が不十分なまま一気に成り立った。山林地主の責任は極めて重なり、切り出す業者は出荷量

進会議と未来投資会議で議論され、今月三月六日に政府が法案を国会に提出した。働き方改革関連法案なども陰に隠れ、国会で審議していることさえ話題にならず、四月十九日に衆院を通過、五月二十一日参院で可決・成立した。

官邸の圧力を受けたのか、あるいは農水官僚が忖度したのか、農水省・林野庁は、新法の成立を急いだ。そのために「データ捏造」

は農水官僚が忖度したのか、農水省・林野庁は、新法の成立を急いだ。そのために「データ捏造」

進会議と未来投資会議で議論され、にも手を染めた。国会で新法の意義を説明するため、林野庁は「林業の現状」という資料を提出。「八割の森林所有者は經營意欲が低い」と報告したのだ。

しかし報告の基となる「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」というアンケートには、「經營意欲」という質問項目は存在せず、「林業經營規模の意向」という質問しかなかった。この項目で「現状維持」と答えたのが七・五%。「經營規模を縮小」と答えたのが七・三%。これを合算した「八割」を「經營意欲が低い」と報告した。当たり前だが、經營の規模と經營意欲はまったく別物だ。解釈の違いと云うよりは、「データ捏造そのものだ。

今年の森林・林業白書に限らず、林野庁はこの数年「林業の後継ぎが激減し、相続などで持ち主さんが分からぬ山林が増えている」と繰り返し訴えてきた。併せて、「戦後に植林したスギやヒノキが伐採適齢期を迎えていた」というキャンドルコントールの罪がある。

森林環境税を税源にするのだから、ほとんどの関係者は二酸化炭素(CO₂)の吸収促進や土砂災害の防止、水源の維持などが事業目的になると考えた。山村が蘇る切り札として多くの市町村が期待した。おそらく森林環境税の導入に汗をかいた総務省の旧自治省官僚もそれを願ったことだろう。

ところが、条文を丁寧に読むと、実態は森林のビジネス化促進法だ。昨年二月に突然、種子法の廃止法案を提出し、野党も法案の狙いを十分に理解しないまま、短時間の審議で二ヵ月後に廃止法案を可決した

能力がある農家」に集約するために設置した農地中間管理機構(農地バンク)と、そつくりだ。それも盛り込まれた。

大枠は、耕作放棄地を「意欲と能効率化支援法を成立させ、農業競争力強化支援法を成立させ、「民間事業者の活力」を名目にして農業試験場に蓄積された知見を無償で企業に提供させるよう、国有林を民間企業に使わせることこそ狙いなのだ。新法だけでは真の目的は分からぬ。しかし今後国有林の投げ売り法案が成立すれば、二つの法律で国富の切り売りが加速する。

すでに成立してしまった悪法、森林經營管理法に対するどのような歯止めが可能だろうか。種子法廃止に自治体が反旗を翻したように、地方の抵抗を期待したい。施行後は森林の所有者や市町村が、直ちに行政訴訟を起こすべきだ。起草段階で内閣法制局が、憲法(財産権)や民法との関係で疑念を示したほど筋の悪い法律だ。違憲立法となる可能性は高い。野党も森林經營管理法の「廃止法案」を提出し、存在感を示してほしい。

憲法や民法との関係でも問題

官邸で五月十七日に開かれた未来投資会議で、安倍首相はこの法律の狙いを次のように語っている。「我が国が誇る豊かな森林資源も、地域経済活性化の大きな切り札になると考えています。そのためにも大規模化を大胆に進めていくことが必要です。(中略)私有林の集積、集約を後押しするため、国有林の一定区域も含め長期、大口



種子の次は山林も売り渡す愚策
(奥原正明農水事務次官)